

令和7年度第3回理事会議事録

日時：令和7年7月12日(土) 13時30分～15時55分

場所：鹿児島県看護研修会館3階大研修室

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 17名

会 長 八田冷子（代表理事）

副 会 長 谷川智子

副 会 長 渡邊和代

専務理事 宮園君子

常任理事 上村聡美

職能理事 吉村理恵子、潟山勝美、原田昌子、尾堂将志

准看護師理事 徳永博子

地区理事 福島悦子、野田健一郎、中園ゆきみ、妙圓園和代、
増田いづみ、片田淑子、田方みどり

III 監事の出欠確認

出席監事 2名

柳田千草、岩切至久

IV 会長挨拶（略）

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名（会長＝議長は除く）全員が出席し、議決に加わることができる理事16名の過半数9名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長（定款第39条）が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 基本方針

1) 令和8年度事業に係る県知事への予算等要望書について

会長は、次のとおり説明した。

5月の理事会で承認をいただいた骨子案を基に、県看護連盟・県教育協議会等と協議を進めた。理事会としては、最終協議となる。

(要望事項1～要望事項6について、資料に基づき説明。)

項目のあり方や内容等も含めて意見をいただきたい。

出席理事から以下の意見があった。

- ① 本県は病児保育が進んでいない。結局は医療現場での人員確保にも影響が出ている。切実な問題なので県の方でも何らかの対策を講じてほしい。また、夜勤従事者の確保が非常に困難な状況である。夜勤手当も事業所によって格差がある。県としてもそこに着目してもらい予算立てを行い、体制を整えていただきたい。
- ② 在宅の分野においても看護師が働きつづけることができる環境の確保、夜勤従事者の確保は重要な課題である。「要望事項1－3医療機関のベースアップ評価料算定がなされるよう働きかけの強化」については、在宅の分野についても組み入れていただきたい。

会長は、次のように回答した。

- ① 病児保育については、以前要望を行っていたが、中々状況が変わらないことから今回は具体的な要望は行わなかったところである。「要望事項1－3医療機関のベースアップ評価料算定がなされるよう働きかけの強化」の中で表現を変えて病児保育と夜勤手当の項目で具体的に要望するなど原案を作成したい。
- ② ベースアップ評価料を算定する在宅施設の割合は、44％となっており、医療機関と比較したらかなり低い。検討していきたい。

8月7日に県に要望書を提出する予定である。7月末までは、意見を反映することは可能である。他に何かあったらそれまでに意見を出していただくようお願いしたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 重点事業の推進について

専務理事は次のように説明した。

当協会は、公益社団法人として定款第4条に定める6つの事業を実施することとして認定を受けており、それに基づいた事業実施が必須である。令和7年度事業計画についても、定款の

事業に沿った事業計画が策定され総会で了承を得たところである。一方では、毎年、重点事業や基盤強化事業を理事会や運営委員会で決定し事業の評価を行っているが、定款で定める事業との項目建てが連携されていなかったため、今回定款第4条の6つの事業に基づく取組事業を前提に重点事業・基盤強化事業を設定するためのスケジュール等を確認するとともに、様式案を作成したところである。今後、この様式案を基に、当面9月の理事会に向けて協議を進めさせていただきたいのでよろしくお願いしたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 国民保護法に関する計画策定について

会長は次のとおり説明した。

この計画は、テロなどの緊急事態が発生した場合に、指定地方公共機関等が国民の生命や身体を保護するための具体的な行動計画である。災害支援ナースの仕組みの改定に基づきこの計画を継続すべきか、業務執行理事会で協議し「平時からの備えや看護等の提供に関する具体策など検討課題はあるが現段階で計画を取り下げる事はせず、第7節の文言修正（大分県看護協会参考に修正）を行い、理事会等で報告の上、ホームページに掲載する。」「本計画は本会が県国民保護計画に基づき自主的に作成、変更するものであり、他計画とは異なる面があるため、計画の見直し等は会長業務とする。」こととした。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3 管理的事項

1) 鹿児島県看護研修会館のあり方検討について

会長は次のとおり説明した。

看護研修会館に関するアンケート結果（7／1現在）について、配布しているのでご覧いただきたい。全体版は、ホームページに掲載（理事のみ閲覧可）する。このアンケートは、7月末まで実施するので更なる声かけ等をお願いしたい。今後は結果を取りまとめて8月のあり方検討委員会で報告するとともに、第一弾の結果を踏まえた第二弾のアンケートに取り組んでいく。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 規則・規程の改正について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

鹿児島県看護協会定款施行細則の改正について、現行の定款細則第12条で定める「業務執行

理事会」の構成について、現行の運用に対応するとともに、今後より弾力的・効果的な運用に対応していくため改正したい。なお、現在「業務執行理事会」には、当協会 渡邊副会長（業務担当）が参画しているところである。

鹿児島県看護協会看護研修会館運営規程の改正について、現行の規程第5条（使用時間及び休館日）について、資料に参考として記載している鹿児島県看護協会職員就業規則第12条で定める職員の休日との整合を図るため改正するものである。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 協会広報誌等への広告協賛について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

広告協賛については、5月の理事会で了承された収支改善の取り組みの一環として資料のとおり「看護かごしま」と「鹿児島県看護研究学会抄録集」への広告協賛の依頼を行ったところである。今後、応募があったらPR推進委員会の意見を参考に業務執行理事会において掲載の可否を協議し決定することとなる。依頼先については、資料49ページに記載しているが、これ以外に案内先があれば教えていただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

4 会員支援について

1) 令和7年度医療安全ネットワーク会議について

副会長は次のとおり説明した。

今年度は、非会員の参加が多い各地区の医療安全ネットワーク会議に会長、常勤理事等が2名体制で参加させていただいて、協会のPRを行い会員加入を呼びかけたい。資料のと通りの日程で進めさせていただきたいのでよろしくお願いいたします。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和7年度地区研修（管理者対象）について

会長は次のとおり説明した。

協会活動の役割を説明し会員確保を呼びかけるほか、各地域の意見等の情報収集のために、各地区に役員が出向いていく機会を得たいと思い各地区長会の管理者の研修会・交流会の場に参加させていただけないかということを地区長情報交換会で相談している。運営上支障のない範囲で時間をいただき説明をさせていただくとともに、最後の意見交換まで参加をさせていただきたいと考えているのでよろしくお願いいたします。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

Ⅳ 報告事項

- 1 基本方針（今回なし）
- 2 事業推進に関する事項
 - 1）鹿児島県看護協会通常総会を終えて
 - 2）就職ガイダンスについて
 - 3）日本看護協会通常総会について
- 3 管理的事項
 - 1）理事会議事録（第1回・第2回）
 - 2）DX事業（助成金を活用した協会職員のデジタル人材育成プログラム研修）経過報告
- 4 会員支援関係
 - 1）令和7年度の会員加入状況について
- 5 その他
 - (1) 日本看護協会理事会報告（口頭報告） (2) 職能委員会報告（書面報告）
 - (3) 地区報告（書面報告） (4) 委員会報告（書面報告） (5) 地区長情報交換会報告（口頭報告）
 - (6) 他団体会議報告（書面報告） (7) 出張報告（県外）

以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、15時55分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和7年7月12日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事（会長）

八田 玲子 

監

事

岩切 至久 

監

事

柳田 千草 

